

2024年3月4日

実教出版 「専門基礎ライブラリー 入門会计学 改訂版」補足（第1～4刷用）

法および会計基準の改正により、本書の内容に一部変更が生じます。以下の通り、内容を補足のうえ、ご指導ください。

1. 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023年11月成立、2024年4月施行）による四半期報告制度廃止に伴う変更

箇所	変更前	変更後
p. 33 第4章6節 図表6_1 右下	・有価証券報告書 ・内部統制報告書 ・四半期報告書 など	・有価証券報告書 ・内部統制報告書 ・半期報告書 など
p. 33 第4章6節 下から5～4行目	四半期報告書	半期報告書
p. 33 第4章6節 下から2行目	四半期報告書には、3か月ごとの	半期報告書には、6か月ごとの
p. 33 第4章6節 側注予習ポイント ②1行目	「四半期」については、	「半期」については、
p. 37 第4章7節 図表7_1の左	・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・決算説明会資料 ・決算短信 ・決算公告	・有価証券報告書 ・決算説明会資料 ・決算短信 ・決算公告
p. 42 第5章8節 側注ステップアップ③3～6行目	また、3か月ごとに決算（四半期決算）を行う場合には、四半期財務諸表を作成します。	また、6か月ごとに決算（半期決算・中間決算）を行う場合には、中間財務諸表を作成します。
p. 47 第5章8節 側注ステップアップ⑨8～14行目	なお、連結財務諸表が四半期のものである場合、 四半期 連結財務諸表とよばれます。また、たとえば連結貸借対照表が四半期のものである場合、 四半期 連結貸借対照表とよばれます。	なお、連結財務諸表が半期のものである場合、 中間 連結財務諸表とよばれます。また、たとえば連結貸借対照表が半期のものである場合、 中間 連結貸借対照表とよばれます。
p. 198～199 索引	※p. 198「し」2列14行目 「四半期報告書……………37」を削除	※p. 199「は」1列5行目の下 「半期報告書……………33」を追加

2. 企業会計基準第32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（2023年11月公表）によるキャッシュ・フロー計算書の現金の範囲改正に伴う変更

※現金の範囲に追加された「特定の電子決済手段」とは、資金決済法第2条第5項の第1号から第3号に規定される電子決済手段をいいます。

箇所	変更前	変更後
p. 122 第8章19節 下から5～4行目	ここで、「現金」とは手許現金と要求払預金（当座預金、普通預金など）をさします。	ここで、「現金」とは手許現金、要求払預金（当座預金、普通預金など）及び特定の電子決済手段をさします。
p. 123 第8章19節 図表19_1 現金	手許現金、要求払預金（当座預金、普通預金、通知預金など）	手許現金、要求払預金（当座預金、普通預金、通知預金など）、特定の電子決済手段